

(国研) 土研監第25号
平成30年6月18日

国立研究開発法人 土木研究所

理事長 西 川 和 廣 殿

国立研究開発法人 土木研究所

監事 佐無田 一清

監事 小宮山 澄枝



平成29事業年度「監査報告」について

独立行政法人通則法第19条第4項及び第38条第2項の規定に基づき
国立研究開発法人土木研究所の平成29事業年度の財務諸表等の監査報告を
作成したので、国立研究開発法人土木研究所監事監査要綱第9条の規定により
別紙のとおり提出いたします。

平成29事業年度 監査報告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第19条第4項及び同法第38条第2項の規定に基づき、国立研究開発法人土木研究所（以下「研究所」という。）の平成29事業年度（平成29年4月1日～平成30年3月31日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類（案）、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

I. 監査の方法及びその内容

各監事は、監査計画に基づき、理事長、理事、内部監査部門、総務部門、企画部門、その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、経営会議その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を見直し、主たる事務所及び従たる事務所において業務、財産の状況を調査した。

また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、リスク管理委員会等への出席をはじめ、役職員等からその整備及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

同時に内部監査部門との連携強化を図り、内部監査等の実施状況について定期的に報告を受け、監査の実効性や効率性を高めるべく必要に応じて意見を伝えた。年度末には内部統制担当理事に対する総括ヒアリングを実施した。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、研究所の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

II. 監査の結果

1. 研究所の業務が、法令等に従い適正に実施されているかどうか及び中長期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見：

研究所の業務は、理事長のリーダーシップのもと、法令等に従い適正に実施され、また、中長期目標の着実な達成に向け、概ね効果的かつ効率的に実施されているものと認める。

特に、熊本復旧事業における被災橋梁の補修方法等に関する技術支援（主要ルートの早期併用再開）、スリランカ大水害発生直後の洪水予測システムの開発及びワイヤロープ式レーンディバイダーの実装による正面衝突事故防止等、多くの研究開発成果をあげ、国内外において安全・安心な社会の実現に向け貢献している。

2. 研究所の内部統制システムの整備及び運用についての意見：

内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は相当であると認める。

研究開発法人として研究不正防止に関する対応、情報セキュリティへの対応及び調達等の合理化等、内部統制システムの整備及び運用に努め、概ね適切な研究所運営がなされている。

また、内部統制システムに関する理事長の職務執行について指摘すべき重大な事項は認められない。

3. 研究所の役員の職務の執行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実：

役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

4. 財務諸表等についての意見：

会計監査法人優成監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認める。

また、優成監査法人の職務の遂行体制は、適正な水準にあることを確認した。

5. 事業報告書についての意見：

事業報告書は、法令に従い、法人の状況を正しく示しているものと認める。

Ⅲ. 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

1. 給与水準の状況：

役員の報酬及び職員の給与等の水準については、いずれも国家公務員の給与制度に準拠しており妥当であるものと認める。

また、理事長の報酬水準の妥当性についても、国家公務員の指定職俸給表に準拠しており、業務実績に鑑みても妥当であるものと認める。

2. 随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況：

随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況については、研究所が定めた調達等合理化計画に基づき、外部有識者及び研究所の監事で構成される契約監視委員会において審議されているとともに、監事監査においても四半期ごとに公共調達の適正化について監査しており、適正に処理されているものと認める。


3. 研究所における事務・事業の見直し：

事務用品等の購入、施設管理業務等について、事務・事業の効率化を目指し国立研究開発法人建築研究所を含む複数の機関と共同調達を実施するとともに、新たにMPS（マネージド・プリント・サービス）の導入を図り、集約化及びコスト削減効果を上げる等、その取り組みは妥当であるものと認める。

平成30年6月18日

国立研究開発法人 土木研究所

監事

佐無田一清 

監事（非常勤）

小宮山澄枝 